

厚生委員会陳情説明資料

令和5年11月14日

件名	頁
1 受理番号42 足立区第9期介護保険事業計画において、介護保険料を値上げしない計画の 策定を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(福祉部)

件名	受理番号 42 足立区第9期介護保険事業計画において、介護保険料を値上げしない計画の策定を求める陳情																																				
所属部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																																				
陳情の要旨	足立区第9期介護保険事業計画において、介護保険料を値上げしない計画を策定してください。																																				
陳情者等	請願文書表のとおり																																				
内容及び経過	<p>1 介護保険の負担と給付の現状</p> <p>(1) 保険給付費の財源割合 介護保険制度は、基本的に公費（国・都・区）50%と保険料50%（65歳以上の第1号被保険者・40～64歳の第2号被保険者）で成り立っている。</p> <p>(参考) 全国標準の保険給付費の財源割合（在宅の場合）</p> <p>公費（税金） 国 25.0% 都 12.5% 区 12.5%</p> <p>50%</p> <p>23% 65歳以上の方の保険料 （第1号被保険者）</p> <p>27% 40～64歳の方の保険料 （第2号被保険者）</p> <p>(2) 介護保険料基準額及び介護給付費の推移 介護保険料は、3年間の計画期間における被保険者数や、介護給付費等の見込等を基に算定している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>期間</th> <th>保険料基準額 (月額)</th> <th>介護給付費 (各期最終年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>H12年度 ～H14年度</td> <td>3,217円</td> <td>19,814,281千円</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>～H17年度</td> <td>3,217円</td> <td>26,615,885千円</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>～H20年度</td> <td>4,380円</td> <td>29,428,137千円</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>～H23年度</td> <td>4,380円</td> <td>36,506,674千円</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>～H26年度</td> <td>5,570円</td> <td>44,527,403千円</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>～H29年度</td> <td>6,180円</td> <td>49,332,802千円 (50,614,994千円)</td> </tr> <tr> <td>第7期</td> <td>～R2年度</td> <td>6,580円</td> <td>54,839,199千円 (56,122,720千円)</td> </tr> <tr> <td>第8期</td> <td>～R5年度</td> <td>6,760円</td> <td>【推計】66,595,143千円 (68,770,731千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 介護給付費の（ ）内は総合事業費を含めた額</p>	期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)	第1期	H12年度 ～H14年度	3,217円	19,814,281千円	第2期	～H17年度	3,217円	26,615,885千円	第3期	～H20年度	4,380円	29,428,137千円	第4期	～H23年度	4,380円	36,506,674千円	第5期	～H26年度	5,570円	44,527,403千円	第6期	～H29年度	6,180円	49,332,802千円 (50,614,994千円)	第7期	～R2年度	6,580円	54,839,199千円 (56,122,720千円)	第8期	～R5年度	6,760円	【推計】66,595,143千円 (68,770,731千円)
期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)																																		
第1期	H12年度 ～H14年度	3,217円	19,814,281千円																																		
第2期	～H17年度	3,217円	26,615,885千円																																		
第3期	～H20年度	4,380円	29,428,137千円																																		
第4期	～H23年度	4,380円	36,506,674千円																																		
第5期	～H26年度	5,570円	44,527,403千円																																		
第6期	～H29年度	6,180円	49,332,802千円 (50,614,994千円)																																		
第7期	～R2年度	6,580円	54,839,199千円 (56,122,720千円)																																		
第8期	～R5年度	6,760円	【推計】66,595,143千円 (68,770,731千円)																																		

(3) 介護サービス利用者の自己負担割合（令和5年8月請求分）

自己負担	主な要件	人数	割合
3割	①65歳以上で本人の合計所得220万円以上 ②同一世帯の65歳以上の年金収入＋その他合計所得が、1人の場合340万円以上	1,216人	4.1%
2割	①65歳以上で本人の合計所得160万円以上 ②同一世帯の65歳以上の年金収入＋その他合計所得が、1人の場合280万円以上 ※ 3割負担となる方を除く。	996人	3.3%
1割	①本人の合計所得160万円未満	27,686人	92.6%
合計		29,898人	100%

(4) 1人あたりの介護サービス利用料の目安（自己負担1割の場合）

介護度	(1か月)		(年間)	
	自己負担額 (1割)	保険給付額 (9割)	自己負担額 (1割)	保険給付額 (9割)
要支援1	5,032円	45,288円	60,384円	543,456円
要支援2	10,531円	94,779円	126,372円	1,137,348円
要介護1	16,765円	150,885円	201,180円	1,810,620円
要介護2	19,705円	177,345円	236,460円	2,128,140円
要介護3	27,048円	243,432円	324,576円	2,921,184円
要介護4	30,938円	278,442円	371,256円	3,341,304円
要介護5	36,217円	325,953円	434,604円	3,911,436円

2 介護保険料・利用料の軽減策

(1) 介護保険料の軽減策

ア 生活困難者対策

区独自の取り組みとして、第3・第2段階の被保険者は、所得や預貯金などの状況に応じて、介護保険料を軽減している。

区分	基準	軽減前 月額 (負担割合)	軽減後 月額 (負担割合)
第3段階 B階層	単身世帯の場合 収入150万円以下、預貯金350万円以下	4,740円 (0.7)	3,380円 (0.5)
第3段階 C階層	単身世帯の場合 収入・預貯金が共に80万円以下	4,740円 (0.7)	2,030円 (0.3)
第2段階 B階層	単身世帯の場合 収入150万円以下、預貯金350万円以下	3,380円 (0.5)	2,030円 (0.3)

※ 数値は、第8期保険料基準額（第5段階）を1としたときの金額及び割合

イ 東日本大震災に係る介護保険料の減免

東日本大震災により被災し、区内に避難している被保険者が、一定の要件に該当した場合に、介護保険料の減免対象としている。

	令和3年度	令和4年度
減免人数	13人	12人
減免金額	708千円	684千円

(2) 利用料の軽減策

ア 高額介護（介護予防）サービス費の支給

要支援・要介護者が1か月に支払った利用者負担が一定の基準額（所得に応じて、月額15,000円～140,100円）を超えたとき、超えた分を申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給している。

	令和3年度	令和4年度
支給件数	89,514件	89,135件
支給金額	1,315,815千円	1,247,092千円

イ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

世帯内で、医療保険と介護保険の両方を合わせた1年間の自己負担が、一定の基準額（所得に応じて、年額19万円～212万円）を500円以上超えたとき、超えた分を申請により高額医療合算介護（介護予防）サービス費として支給している。

	令和3年度	令和4年度
支給件数	5,827件	6,078件
支給金額	201,202千円	212,923千円

ウ 生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度

低所得者で特に生計が困難な方（単身世帯の場合：収入が150万円以下、預貯金が350万円以下など）に対して、介護費・食費・居住費の利用者負担額を25%軽減している。

	令和3年度	令和4年度
助成件数	1,302件	1,609件
助成金額	9,173千円	10,434千円

エ 第9期計画に向けて検討中の区独自軽減策

低所得者層に対して、区独自の利用料軽減制度を検討している。

3 第9期介護保険事業計画中間報告

(1) 高齢者数（第1号被保険者数）の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者数	167,893人	166,838人	165,679人

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定者数	38,408人	38,701人	38,900人

(3) 総事業費の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総事業費	663億円	689億円	710億円

(4) 所得段階区分の多段階化

ア 現状

第8期の所得段階を多段階化するとともに、最高段階の保険料率を引き上げることで、介護保険料基準額の上昇を抑制した。

項目	第7期	第8期
所得段階	14段階	17段階
最高段階の保険料率	基準額の2.7倍	基準額の4.5倍

イ 第9期の所得段階区分

介護保険料基準額の上昇を抑制するために、さらなる所得段階の多段階化（現行の17段階から20段階程度への変更）を検討している。

(5) 第9期介護保険料基準額（中間報告案）

月額7,220円～7,520円

4 国への要望等

特別区長会や全国市長会を通じて、国の法定負担割合を増やすことなど、介護保険制度の抜本的見直しを要望している。

5 減免の3原則

23区においては、介護保険料を減免するために、一般財源からの法定外繰入や保険料軽減給付金を支給している区はない。

(1) 低所得者に対する減免の3原則の趣旨

保険料については、所得に応じて段階設定するなど、低所得者への配慮を制度の中で行っていることや、介護保険制度は、第1号被保険者の負担能力に応じて保険料を負担しあい、皆で支える制度であることを考慮すれば、この助け合いの精神を否定するような減免の措置を講じることは避けるべきであるとされている。

(2) 保険料減免の3原則

ア 所得額のみに着目した一律減免は行わないこと。

イ 保険料の全額免除は行わないこと。

※ 保険料の免除ではなく、制度の枠外での現金支給についても、保険料の免除と同じ効果となる措置は、実質的に助け合いの精神を否定することには変わらない。

ウ 保険料減免分を一般財源により補填しないこと。

6 財政安定化基金

(1) 目的（介護保険法第147条）

区市町村において、「保険料収納率等の悪化」「給付費の見込みを上回る増大」等により、介護保険財政の赤字が生じる場合に、都道府県は区市町村に対し、交付又は貸付を行い、介護保険財政の安定化を図る。

※ 借入金の償還は、次期計画期間において、65歳以上の方の保険料で行う。

(2) 財政安定化基金のしくみ

